

一、二重債銀判否に對する當面理事者の見解に就き去る二十四日手交せられたる回答書に依つて見ると、世間一般に採用せしむるに依りて作業能率を増進せしめ各自の設備と実働とに比例し実收を擧げしむるものあり、債銀判否として最も合理的の方法あり、右の見解は二重債銀判否に對する一般の有る觀察に依りて東京市の交通機關を支拂せし電業事業経営者として如斯種種産業に於ける実情を重視せし言に據するに道徳ありとす、電業局の事業は單なる營利事業にあらず、公共事業として東京市民の利便を主とするに依りて余更言を俟たざる如かり、隨て營利本位の事業に於て見ると二重債銀判否は電業局に於ける経営事業本来の趣旨に背反せる如き

二、嘆願書回答文中の「固定給の低劣有りや否や」に對し、現在の固定債銀は局内外の同種のものに比し低廉なりと云ふを擧げ、乃ち局理事者の見解によれば、固定債銀も他の同種のものに比較して低廉なりと云ふが故に、実收入と本給に繰入る、必要ありと擧言すれば、局理事者は固定債銀を以て吾々の生活を保証するに足るものと見做し、是れ以上を收

入は剩餘増收と見做せしむる、如し

以の見解に依りては吾々は他の意見も有するものと云ふ

固定給は吾々の債銀を定むるに當り、局理事者側にて吾々の生活費とは無関係に、吾々の任意に決定せられたる額にして、吾々の債銀たるに過せず、現在の實收入に比し、本来の生活を保証する最低限を示すべしと云ふ

是に對する吾々の債銀たる固定給を以て吾々の生活を保証せしもの、如く言明せしは、鏡井も亦思はると云ふべし

三、實業及び退職金は實收入と等しいと見做すべしと云ふは、其の性質上當然の事なりとす

工場部

一、現在職員作業に従事せし従業員の收入は、その作業の性質上増減ありしに依りて得たるに、現在の如く豫算不足を理由として之を極端に削減せしむる等、収入減を来し日當